

○総務省告示第五十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）を実施するため、同法第二百二条の十六第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書を次のとおり定める。

なお、平成十九年総務省告示第六十八号（指定無線設備小売業者検査職員の証明書）は廃止する。

平成二十七年二月二十七日

総務大臣 山本 早苗

1 表面

第 号
指定無線設備小売業者検査職員証明書
この証明書を携帯する職員は、電波法第102条の16第1項の規定により立入検査をする権限を有する者であることを証する。
所 属
氏 名
交 付
年 月 日

有効期限 年 月 日

総務省 印

2 裏面

電波法抜粋

第二百二条の十六第一項 総務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、指定無線設備小売業者から、その業務に関し報告を徴し、又はその職員に、指定無線設備小売業者の事業所に立ち入り、指定無線設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二十七 第二百二条の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考 大きさは、縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。